

令和 5 年 2 月 28 日

環境大臣 西村 明宏 殿

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの実現に向けた提言

公明党環境部会
部会長 輿水 恵一
部会長代理 新妻 秀規

地球上には、500 万から 3000 万種とも言われる多くの生物が存在している。これらの生物は、それぞれ異なる特徴や能力をもっており、地球上には無数の生態系が存在する。このようにすべての生物に違いがあることを、「生物多様性」という。その「違い」から得られる恵みは、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。

現在、その地球に住む生き物のうち、100 万種が絶滅の危機に瀕している。このまま対策をとらなければ、今後数十年でこれらの種の多くが絶滅する恐れがあるとされており、生物多様性は、人類史上これまでにない速度で悪化に向かっている。しかしながら、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない状況である。

このような危機的状況を受けて、1993 年に生物多様性条約が発効した。現在では、わが国を含め 196 の国と地域が参加する枠組みとなっている。昨年 12 月の同条約の第 15 回目の締約国会議(COP15)にて、2030 年までに生物多様性の損失(ネイチャーネガティブ)を回復(ネイチャーポジティブ)の軌道へ転換させるという新たな世界目標が採択された。

わが国においても、あらゆる生きものの活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくためには、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復の軌道へ転換させる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠である。

こうした背景の下、公明党環境部会は、有識者や関係団体からのヒアリングを行い、①国際社会をリードする迅速な次期生物多様性国家戦略の策定、②生物多様性保全に関わる予算の確保、③2030 年までに陸と海の 30%を保全する「30by30」の実現、という3つの重点施策を軸に提言を取りまとめた。

政府におかれては、本提言に基づき、新たな生物多様性国家戦略の策定を進めるとともに、今後の生物多様性の関連施策を、大胆かつ迅速に推進することを強く要望する。

記

- 国際社会をリードする迅速な次期生物多様性国家戦略の策定
生物多様性条約第 15 回締約国会議(CBD-COP15)で決定した「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、迅速にわが国の生物多様性国家戦略を改定し、国際社会をリードすること。さらに、同国家戦略を踏まえた生物多様性地域戦略の策定・改定を促進すること。
- 生物多様性の保全に関わる予算の確保
気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方の視点から、緩和・適応のための投資を進めていくことが重要である。今後の生物多様性関連の予算については、脱炭素関連予算の増額傾向も考慮しながら必要な額を確保すること。同時に、生物多様性に対する政府全体の認識を高めていくこと。
- 2030 年までに陸と海の 30%を保全する「30by30」の実現
2030 年までに陸と海の 30%を保全する「30by30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張等のあらゆる取り組みを加速化すること。保護地域の認定に当たっては、絶滅危惧種のカバー率など、実際に生態系保全に貢献しているか等の質的な確保も考慮すること。加えて国は、自治体内での 30by30 目標の達成を後押しすること。
- 30by30 の実現に向けたきめ細やかな取り組み状況の把握
30by30 目標における「陸」の保全については、森林だけでなく河川や湖沼等の内陸水域も「陸」に含まれることから、陸域と内陸水域ごとの 30%保全を今後の点検・評価の際に補完的に把握するなどの配慮を行うこと。「海」についても、沿岸域と海域ごとに同様の配慮を行うこと。
- 30by30 の実現に向けた OECM の積極的な認定
30by30 の実現に向けた切り札になるのではないかと議論されている OECM(事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域)の認定を推進すること。認定に当たっては、KBA(生物多様性重要地域)や、EBSA(生物多様性の保全上重要な海域)、IBA(重要野鳥生息地区域)等との連携も検討すること。また、私有地の OECM 登録を推進するためのインセンティブとなる法整備や税制上の措置を検討すること。
- 政府一体となった生物多様性回復の推進と地方公共団体での取り組みの後押し
生物多様性の回復は環境省単体で成し遂げられるものではなく、他の府省庁と緊密に連携し、生物多様性の回復に向けた政府横断的な取り組みを推進することが重要である。環境省は、そのリード役として政府全体を牽引するとともに、自治体をはじめ地方公共団

体が取り組みを推進する際も、広域的な連携による取り組みが柔軟に進められるよう後押しをすること。

○ ネイチャーポジティブに関する数値目標の設定、情報開示の推進

ネイチャーポジティブを見える化するため、具体的な目標と指標を設定すること。その際、現・国家戦略に位置付けられている SGEC、FSC の森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEP の認証取得数等の指標について、引き続き活用し、取り組みを促進すること。更に、生物多様性保全に資する製品やサービスの選択等が積極的に行われる「ネイチャーポジティブ経済」の実現に向けて、移行に向けた新たな戦略の策定も含め、取り組みを加速化すること。加えて、企業の生物多様性保全の取り組みを開示する「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の枠組みの策定に貢献すること。

○ Eco-DRR など自然を活用した社会課題の解決(NbS)の推進

自然が有する機能を持続可能に利用し、気候変動や地域振興など多様な社会課題の解決に NbS の考え方の普及を図ること。特に、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) について、今年度中に公開予定とされる、Eco-DRR の適地を示す手法(ポテンシャルマップ)の手引きと全国規模データマップを基に、災害に強く自然と調和した地域づくりを推進すること。

○ 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するために、環境教育や自然保護を推進する人材を育成すること。また、NGO 等とも連携し、学校や幼稚園・保育所等の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。加えて、環境を配慮した学校施設(エコスクール)の整備に関する指標として、『『自然共生サイト』に認定された学校・園庭ビオトープを導入した学校・園の数』を掲げること。同時に、国立公園利用者の拡大をめざす「国立公園満喫プロジェクト」を継続して実施すること。また、国民の行動変容に向けて、環境配慮型のライフスタイル転換の促進、食品ロス対策等にも取り組むこと。

○ 再生可能エネルギー施設等の環境配慮の推進等

地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域における太陽光発電パネルや風力発電施設等の整備の際に、生物多様性に関する適切かつ的確な環境配慮を行うためのガイドライン等の検討を行うこと。また、米国や欧州で推進されている「ノー・ネット・ロス(開発による自然への影響が避けられない場合に、その事業で同等の自然価値を創出することで均衡を取る原則)」の制度化を視野に入れた検討を行うこと。加えて、道路やダム整備等の際の環境配慮、風力発電のバードストライク対策等を進めること。

○ 資源循環(サーキュラーエコノミー)政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱のひとつであり、これらは互いに親和性が高いことから、サーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取り組みを、本戦略に組み込むこと。また、世界では生物多様性に負の影響を与えるサプライチェーンを排除する動きもみられることから、わが国における森林資源、水産資源、繊維原料、鉱物資源、水資源等の調達についても、環境への配慮をおこなうこと。

○ 海洋ごみ対策との相乗効果の創出

生物多様性の保全にも貢献する海洋ごみ対策を推進すること。特に、「ゴーストギア」と呼ばれる放棄、逸失、投棄され海に流出した漁具など、意図しない海洋へのプラスチックごみ排出を防止するため、排出抑制のための予防、流出した際の海洋汚染の軽減、流出後の回収等の取り組みを推進すること。

○ 環境保全型農林水産業との相乗効果の創出

農業において、化学肥料や農薬などの使用は土地を汚染し、生態系を壊してしまう可能性がある。そこで、作物を栽培していない期間にカバー作物(緑肥)作物を植え、環境と調和した持続可能な農業生産を行う等、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意すること。また、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な環境保全型農業への転換を促進し、「農業の持続性の向上」、「食料の安定供給」と、「生物多様性の保全」に貢献すること。

○ ペットの適正管理、希少野生動植物対策の推進

遺棄や放出されたペット動物は、生態系の損失につながる可能性がある。そのため、野生生物に影響を与える可能性があるペット動物の適切な保護管理等について、本戦略に明記すること。また、希少種を捕食する種についての対策を検討すること。

以上

(補足)

■OECM(Other effective area-based conservation measures)とは、その他の効果的な地域をベースとする手段の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる民間が所有する地域。

■KBA(Key Biodiversity Area):国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な保護区(陸域及び内陸水域)であり、生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

■IBA(重要野鳥生息地、Important Bird and Biodiversity Areas)は、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準(IBA 基準)によって選定した区域。

■EBSA(Ecologically or Biologically Significant marine Area=生態学的、生物学的に重要な海域)は、生物多様性の保全上重要な海域(重要海域)の抽出は、生物多様性条約第 9 回締約国会議において基準が示されたことにより、各国・各海域の関連国が公海において選定した区域。

■ SGEC(Sustainable Green Ecosystem Council)認証とは、持続可能な森林経営基準に照らし、森林の適切な管理を審査・認証する制度。

■ FSC(Forest Stewardship Council)認証とは、環境や社会に対して持続可能な森林管理のもと作られた製品を認証する制度。

■ MEL(Marine Eco-Label Japan Council)認証とは、水産資源の持続的な利用、環境や生態系の保全・管理へ積極的かつ効果的に取り組んでいる日本の漁業や養殖業の生産者を認証。また、その生産者からの水産物を加工・流通している事業者を認証。認証された水産物は、MEL のロゴマークを付けて消費者に届けられる。

■ MSC(Marine Stewardship Council)認証とは、減少傾向にある水産資源の回復と持続可能な供給を目的として、水産資源や海洋環境に配慮し適切に管理された、持続可能な漁業に対する認証制度。

■ JHEP(Japan Habitat Evaluation and Certification Program(ハビタット評価認証制度))とは、(公財)日本生態系協会が開発・運営している生物多様性の保全への貢献度を、客観的・定量的に評価、認証し、可視化できる認証制度。

■ TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)とは、金融機関や企業に対し、自然資本および生物多様性の観点からの事業機会とリスクの情報開示を求める、国際的なイニシアティブのこと。2020年に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEPFI)、国連開発計画(UNDP)、世界自然保護基金(WWF)、英環境NGO グローバル・キャンピーの4機関が非公式に発足させ、2021年6月に正式に発足。

■ NbS(Nature-based solutions(自然を基盤とした解決策))とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動を指す。

■ Eco-DRR(ecosystem-based disaster risk reduction)とは、生態系を活用した防災や減災。海岸植生による津波被害の軽減、遊水地や水田による水害の緩和など。